○厚生労働省告示第二百四十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百四十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に、「第９」を「第８」に改め、「並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）」を削る。

第二号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に改め、同号イ中「法第十九条第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項」に改め、同イの⑴中「八〇、〇〇〇単位」を「八三、〇四〇単位」に改め、同イの⑵中「二二、七六〇単位」を「三二、九六〇単位」に改め、同号ロの⑴中「五八、〇四〇単位」を「六三、四〇〇単位」に改め、同ロの⑵中「二九、三五〇単位」を「三二、〇六〇単位」に改め、同号ハの⑴の㈠中「四〇、〇三〇単位」を「四四、〇七〇単位」に改め、同⑴の㈡中「二八、二七〇単位」を「三一、一一〇単位」に改め、同⑴の㈢中「二二、五四〇単位」を「二四、八一〇単位」に改め、同⑴の㈣中「一八、〇二〇単位」を「一九、八二〇単位」に改め、同ハの⑵中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同ハの⑶中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「若しくは」を「又は」に、「第16」を「第15」に改め、「又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第１の１の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第２の１の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第３の１の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第４の１の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第６の１の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。）」を削り、「以下」を「（以下」に改め、同⑶の㈠中「二二、二四〇単位」を「二四、四九〇単位」に改め、同⑶の㈡中「一六、二一〇単位」を「一七、八四〇単位」に改め、同⑶の㈢中「一二、三二〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同⑶の㈣中「一二、六八〇単位」を「一三、九四〇単位」に改め、同⑶の㈤中「九、八二〇単位」を「一〇、八〇〇単位」に改め、同⑷の㈠中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同⑷の㈡のａ中「一三、二九〇単位」を「一四、三二〇単位」に改め、同⑷のｂ中「一〇、〇六〇単位」を「一一、〇七〇単位」に改め、同⑷のｃ中「八、一九〇単位」を「九、〇〇〇単位」に改め、同⑷のｄ中「七、一九〇単位」を「七、九一〇単位」に改め、同号ニの⑴の㈠中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同号ニの⑴の㈡中「二〇、一八〇単位」を「二二、四五〇単位」に改め、同⑴の㈢中「一五、一九〇単位」を「一六、八九〇単位」に改め、同⑴の㈤中「一四、三二〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同⑴の㈥中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの⑵中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの⑶中「及び介護給付費等単位数表の第７の１の児童デイサービス費（以下「児童デイサービス費」という。）」を削り、同⑶の㈠中「一七、一二〇単位」を「一九、〇五〇単位」に改め、同⑶の㈡中「一四、二三〇単位」を「一五、八一〇単位」に改め、同⑶の㈢中「一一、一七〇単位」を「一二、四五〇単位」に改め、同⑶の㈣中「八、六〇〇単位」を「九、五六〇単位」に改め、同⑶の㈤中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの⑷の㈠中「一、八四〇単位」を「一、〇六〇単位」に改め、同⑷の㈡のａ中「一〇、四五〇単位」を「一一、六三〇単位」に改め、同㈡のｂ中「七、五九〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同㈡のｃ中「五、九〇〇単位」を「六、五九〇単位」に改め、同㈡のｄ中「五、〇六〇単位」を「五、六四〇単位」に改め、同⑷の㈢中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同号ホ中「⑴から⑶まで」を「⑴から⑷まで」に改め、同ホの⑴中「及び⑶」を「から⑷まで」に改め、同⑴の㈠中「一九、四五〇単位」を「二四、九四〇単位」に改め、同⑴の㈡中「一三、五〇〇単位」を「一八、一七〇単位」に改め、同⑴の㈢中「八、四四〇単位」を「一二、四〇〇単位」に改め、同⑴の㈣中「四、五〇〇単位」を「七、九六〇単位」に改め、同⑴の㈤中「三、〇五〇単位」を「六、二九〇単位」に改め、同⑴の㈥中「二、三七〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同⑴の㈦中「七、五九〇単位」を「一一、四八〇単位」に改め、同ホの⑶の㈠中「八、六〇〇単位」を「九、七六〇単位」に改め、同⑶の㈡中「五、一〇〇単位」を「六、一一〇単位」に改め、同⑶の㈢中「四、一〇〇単位」を「四、六六〇単位」に改め、同⑶の㈣中「三、二五〇単位」を「三、六九〇単位」に改め、同⑶の㈤中「一、二四〇単位」を「一、四〇〇単位」に改め、同⑶を同ホの⑷とし、同ホの⑵中「及び児童デイサービス費」を削り、「⑶」を「⑷」に、「一七、一二〇単位」を「一九、四四〇単位」に改め、同⑵を同ホの⑶とし、同ホの⑴の次に次のように加える。

⑵　介護給付費等単位数表第１の１の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（⑶及び⑷に掲げる者を除く。）　次の㈠から㈦までに掲げる区分に応じ、それぞれ㈠から㈦までに掲げる単位数

㈠　区分六に該当する者　二二、〇八〇単位
㈡　区分五に該当する者　一五、三五〇単位
㈢　区分四に該当する者　九、五九〇単位
㈣　区分三に該当する者　五、一〇〇単位
㈤　区分二に該当する者　三、四七〇単位
㈥　区分一に該当する者　二、六八〇単位
㈦　障害児　八、六二〇単位

第二号ヘ中「第17」を「第16」に、「一、八四〇単位」を「二、一一〇単位」に改め、同号トの⑴の㈠中「一〇、四九〇単位」を「一一、九二〇単位」に改め、同⑴の㈡中「七、六三〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同⑴の㈢中「五、九四〇単位」を「六、七七〇単位」に改め、同トの⑵中「一、七〇〇単位」を「三、〇八〇単位」に改め、同トの⑶の㈠中「九、二四〇単位」を「一〇、五一〇単位」に改め、同⑶の㈡中「六、三九〇単位」を「七、二六〇単位」に改め、同⑶の㈢中「四、七〇〇単位」を「五、三二〇単位」に改め、同号チの⑴中「七、三九〇単位」を「八、四〇〇単位」に改め、同チの⑵中「四、五四〇単位」を「五、一四〇単位」に改め、同チの⑶中「二、八五〇単位」を「二、二五〇単位」に改め、同号リの⑴中「九、八九〇単位」を「一一、二七〇単位」に改め、同リの⑵中「二、七〇〇単位」を「三、〇九〇単位」に改める。

第三号及び第四号を削る。

○厚生労働省告示第二百四十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子